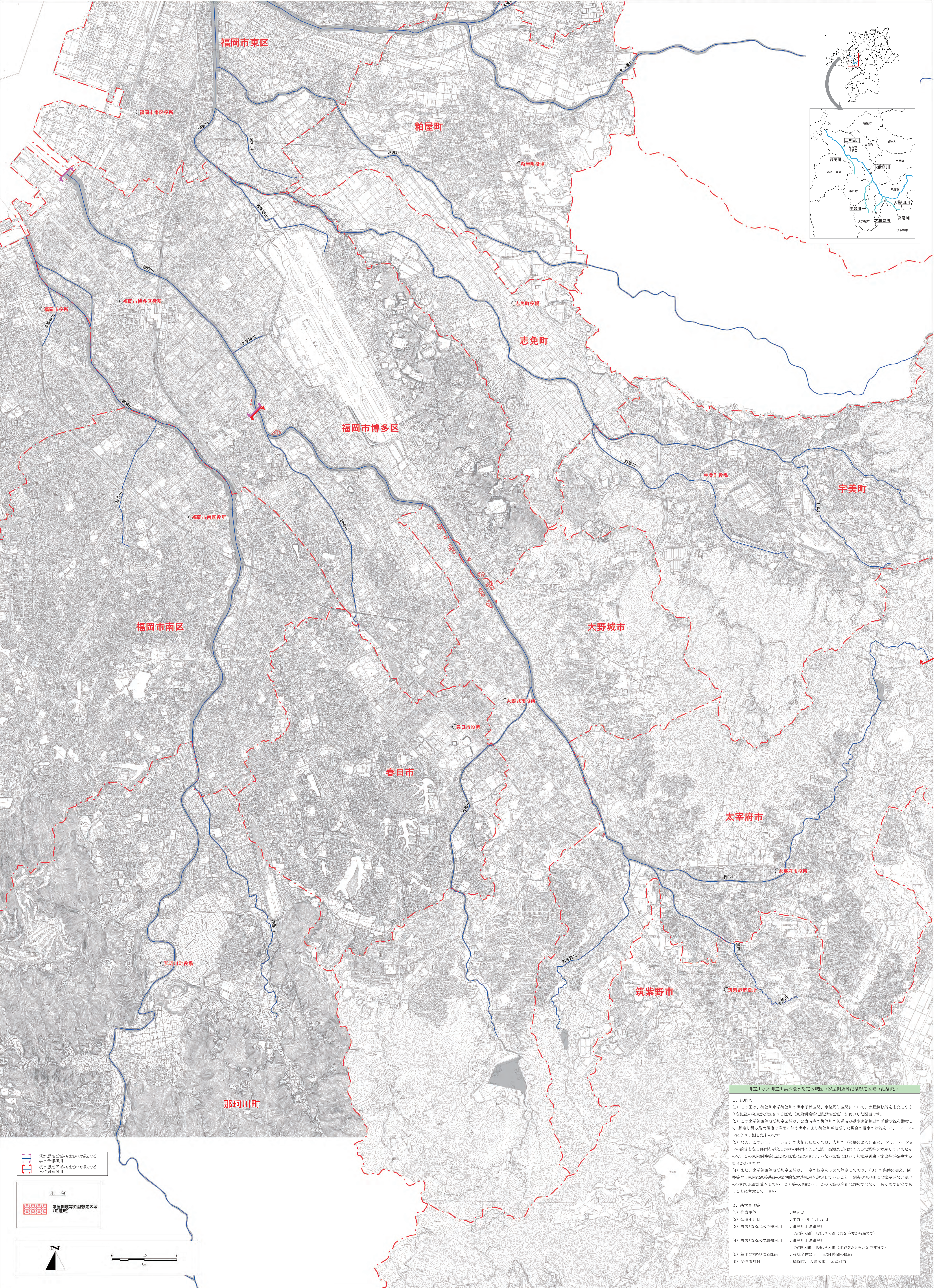


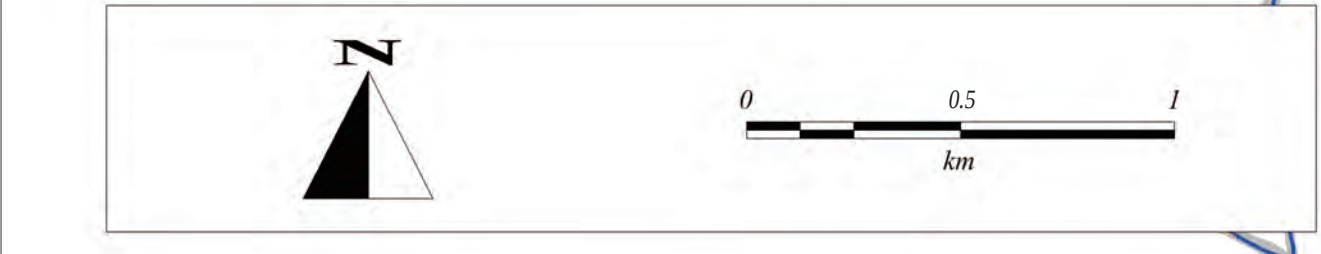
御笠川水系御笠川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



浸水想定区域の指定の対象となる
洪水予報河川

凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域
(氾濫流)



この地図の作成にあたっては、各市町の承認を得て、福岡市（福岡市 都計第68号）、大野城市、春日市、太宰府市、筑紫野市（29 筑都第625号）、那珂川町、粕屋町、志免町、宇美町の都市計画基本図を使用しています。

御笠川水系御笠川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

1. 説明文

(1) この図は、御笠川水系御笠川の洪水予報区間、水位周知区間について、家屋倒壊等をもちろすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の御笠川の河道及び治水調範施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により御笠川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に設定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をふりて算定しており、(3) の条件に加え、倒壊等する家屋は直交基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない荒地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 : 福岡県

(2) 公表年月日 : 平成30年4月27日

(3) 対象となる洪水予報河川 : 御笠川水系御笠川
（実施区間）県管理区間（東光寺橋から海まで）

(4) 対象となる水位周知河川 : 御笠川水系御笠川
（実施区間）県管理区間（北谷ダムから東光寺橋まで）

(5) 算出の前段となる降雨 : 流域全体に966mm/24時間の降雨

(6) 関係市町村 : 福岡市、大野城市、太宰府市